

19科原安第166号
平成20年3月7日

許可使用者(陽電子断層撮影用放射性同位元素を製造する者) 殿

文部科学省科学技術・学術政策局
原子力安全課長 野家 彰

(印影印刷)

陽電子断層撮影法に用いられる放射性同位元素を製造する放射線発生装置
及び合成装置に係る安全管理の徹底について(通知)

陽電子断層撮影法に用いられる放射性同位元素(以下「陽電子断層撮影用放射性同位元素」という。)の製造のため、使用の許可を得ている事業所において、放射線発生装置及び合成装置(以下「PET施設」という。)の系統からの放射性同位元素の想定外の漏えいにより、過去に「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下「法」という。)で定める排気中の放射性同位元素の濃度限度を超えて排気されていたことが事業者からの連絡で明らかになりました。

本件事案を踏まえ、安全管理の更なる向上を図るため、陽電子断層撮影用放射性同位元素の製造のため、使用の許可を得ている許可使用者におかれましては、以下の措置を講じるようお願いします。

1. PET施設からの放射性同位元素の想定外の漏えいを監視することを目的として、排気中の放射性同位元素の濃度を監視するための設備(以下「排気監視設備」という。)を速やかに設置し、測定を行うこと。
2. 排気に係る放射性同位元素の3月間平均濃度が法令で定める濃度限度を超えるおそれがある場合には、直ちに運転を停止し、その原因を調査し、必要な対策を講じることを放射線障害予防規程に定め、実施すること。
3. 排気監視設備の校正又は確認校正(以下「校正等」という。)を定期的に実施することを放射線障害予防規程に定めるとともに、校正等の実施年月日、結果及びこれに伴う措置の内容並びに校正等を行った者の氏名を記録し、直近の定期確認までの間、保存すること。

なお、今後実施する法第12条の10に基づく定期確認においては、排気監視設備による測定及び監視を行うことにより排気に係る放射性同位元素の3月間平均濃度が法令で定める濃度限度を超えていないこと及び排気監視設備の校正等に関する記録を確認することとします。

(本件に関する連絡先)原子力安全課放射線規制室

TEL:03-6734-4043

FAX:03-6734-4048

E-mail:genhosya@mext.go.jp